

【内用・散剤の処方例】

心不全治療薬のジゴキシンを原薬量として0.15mgを1日3回に分けて毎食後に服用するよう処方したい。ジゴキシン散0.1%の製品（製品名：ジゴシン散0.1%）を14日分処方する場合、処方せんにはどのように記載されますか？

【参考：研究班提案する標準案（1回量）での記載例】

ジゴシン散0.1% 0.05g 1日3回 每食後 14日分

薬品名	件数
ジゴシン散(0.1%)	37
ジゴキシン散(0.1%)	16
ジゴシン散	8
ジゴキシン	6
ジゴキシン散	5
0.1%ジゴキシン散	5
ジゴシン1000倍散	2
ジゴシン散0.1% (1mg/g)	2
(以下は件数1件のもの)	
ジゴシン散0.1, ジゴシン(0.1)	
ジゴキシン(0.1)	

分量	件数
0.15mg	40
0.15g	12
1.5g	6
150mg	4
0.15mg 力価	4
0.15	2
(以下は件数1件のもの)	
0.15mg (ジゴキシンとして), 0.15g(0.15mg)	
5mg, 1.5mg, 0.45mg, 0.45(g), (0.15mg)	
0.15g (力価として0.15mg), (0.05mg) 3P	
0.15mg または0.15g, 0.15mg (原末)	
0.15mg (成分量), 0.15mg (実薬量), 1.5	
0.15mg 原薬量で記載, 0.15(0.15mg)	

用法	件数
3xN	14
3x	7
3xnde	6
1日3回毎食後	4
分3后	3
分3後	3
分3各食後	2
3x毎食後	2
3×食後	2
3×1	2
1日3回朝・昼・夕食後	2
/分3 食後	2
/3xnde	2
/3xn	2
/3x	2

(以下は件数1件のもの)
 每食後すぐ, 分子毎食後, 分3 每食後, 分3
 分3: 朝昼夕食後30分, 分×3 每食後
 3回: 朝.昼.夕食後, 3x朝、昼、夕食後
 3X各食後, 3×后, 3×1 每食後,
 [分3]1日3回毎食後, /每食後
 /分3 後, /分3 nde, /分3 , /Nx, /N3x1
 /3 食後, /3x 每食後, /3 nde, 空欄

出典：処方せんの記載方法に関する医療安全対策の検討（主任研究者：齋藤壽一）
 平成18年度厚生労働科学研究報告書

JQC
HQC
財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.9 2007年8月

〔製剤の総量と有効成分の量の間違い〕

製剤の総量と有効成分の量との誤認による事例が4件報告されています（集計期間：2004年10月1日～2007年3月31日、第8回報告書「共有すべき医療事故情報」に一部を掲載）。

**内服薬処方において、製剤の総量と
有効成分の量との誤認に起因する
過量投与が報告されています。**

指示内容

セレニカR 顆粒40% 注)1日1250mg

医師が意図した 指示内容

有効成分の量として
1日500mg (1250×0.4) の処方を意図
：製剤の総量 = 1250mg
を指示

薬剤師の 指示内容の解釈

有効成分の量として
1日1250mg の処方と解釈
：製剤の総量 = 3125mg ($1250 \div 0.4$)
を調剤

注) 有効成分：バルプロ酸ナトリウム

〈類似の報告があった薬剤〉 アレビアチン散10% フェノパール散10% など

[製剤の総量と有効成分の量の間違い]

事例1

他院からの紹介患者の情報提供用紙には、内服薬として「セレニカR 1.25g分2朝・夕」(有効成分であるバルプロ酸ナトリウムとして500mgに相当)と記載されていた。医師は同一内容の処方を意図してオーダー画面に「セレニカR顆粒40% 400mg/g 1.250mg・朝・夕食後」と入力し院外処方箋を発行した。一方、処方箋を受け取った院外調剤薬局では1250mgを製剤の総量ではなく、有効成分(バルプロ酸ナトリウム)の量と解釈し、製剤の総量としてセレニカR顆粒40% 3.125mgを調剤した。家族から患者に嘔吐などが出でているという連絡があり過量投与がわかつた。

事例2

患者は呂律がまわらないなどの症状を訴え外来を受診した。主治医は3週間前から他院で処方されていた薬を当院で継続処方したことが原因ではないかと疑い、他院に処方内容を確認した。その結果、他院では有効成分としてフェノバルビタール150mg/日が処方されていたものが、当院では10倍量の1500mg/日が処方されていたことがわかつた。これは、主治医が患者持参の薬ノートに記載された「フェノバール散10% 1.5g/日」を見て同一内容の処方を意図して「フェノバール散10% 1500mg/日」と指示したところ、当院薬局では慣例として、「g」表示の場合は製剤の総量を、「mg」表示の場合は有効成分の量を意味したため、調剤の過程で、「mg」単位で記載された処方箋から1500mgが有効成分の量と解釈されたためであった。

事例が発生した医療機関の取り組み

処方にに関する記載方法を確立し、量の記載が有効成分の量か製剤の総量であるかを付記する。

*この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、当事業の一環として専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://jcqhc.or.jp/html/accident.htm#med-safe>

*この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

*この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。

JQHIC 財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

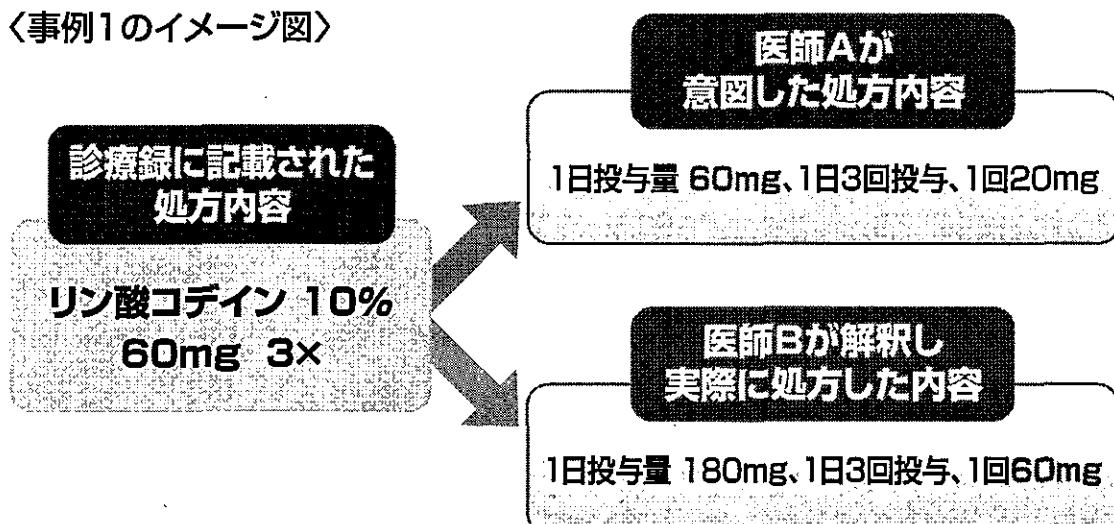
No.18 2008年5月

「処方表記の解釈の違いによる 薬剤量間違い」

処方表記の解釈の違いによる薬剤量の間違いが3件報告されています。(集計期間: 2006年1月1日~2008年3月31日、第11回報告書「共有すべき医療事故情報」に一部を掲載)。

「3×」や「分3」の表記を
3倍と解釈したことによる
薬剤量の間違いが報告されています。

〈事例1のイメージ図〉



【处方表記の解釈の違いによる薬剤量間違い】

事例1

呼吸器科の医師Aは、皮膚科で入院している患者を主治医Bの依頼により診察した。医師Aは、リン酸コテイン10% 1日投与量60mgを1日3回に分けて1回20mg投与を意図して、診療録に「リン酸コテイン10% 60mg、3×をお願いします」と記載した。主治医Bは診療録の「3×」の記載を見て、「1日投与量180mgを1日3回に分けて1回60mg投与だと解釈し、「リン酸コテイン180mg 分3」と処方し、患者に投与した。

事例2

患者は他科から処方されていたアレピアチン250mg(1日量)を内服していた。内服が困難となつたため、主治医はアレピアチンを点滴に変更した。記載された内服指示の「アレピアチン250mg 分3」を注射指示にする際、「1回250mgを1日3回投与」と勘違いして指示を出し、患者に投与した。

事例が発生した医療機関の取り組み

処方の際は、記載されている量が1日量か1回量かがわかるよう明確に記載する。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、当事業の一環として専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://jcqhc.or.jp/html/accident.htm#med-safe>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。